

静岡県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設に次のとおり変更があった。

令和4年9月21日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の変更

	施設名	所在地
新	医療法人社団清明会 静岡リハビリテーション病院	静岡市葵区新聞318番地の1
旧	静岡リハビリテーション病院	静岡市葵区富沢1405番地

	施設名	所在地
新	医療法人 福慈会 佐鳴湖病院	浜松市中区佐鳴台六丁目3番18号
旧	医療法人社団 曙会 佐鳴湖病院	

	施設名	所在地
新	介護老人保健施設 白梅豊岡ケアホーム	磐田市下神増183番地1
旧		磐田市下神増185番地1

2 変更年月日 令和4年9月21日